

令和2年3月6日

各関係団体の長 様

健康福祉局長  
(薬務課)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（覚醒剤取締法関係）（通知）

このことについて、令和2年3月3日付け薬生発 0303 第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第63号。以下「改正法」という。）が令和元年12月4日に公布され、改正法のうち、第4条の規定による覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号。以下「覚取法」という。）の一部改正に関連した「覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第15号。以下「改正省令」という。）が令和2年2月13日に公布されたことに伴い、覚取法及び覚せい剤取締法施行規則（昭和26年厚生省令第30号）の一部が改正され、医薬品覚醒剤原料に係る譲渡、譲受、廃棄、帳簿作成義務等について、所要の規定が設けられます。

各種関係法令に係る改正内容の要点については別紙1のとおりです。

については、貴会（組合）員への周知をお願いします。

なお、改正省令の施行日等については、おって通知します。

**【添付資料】**

- ・ 令和2年3月3日付け薬生発 0303 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知（別紙1）
- ・ 令和2年厚生労働省令第15号（官報）（別紙2）

担当 麻薬グループ  
電話 無線 7-99-3221  
(担当者 平本)